

## 射水市立地適正化計画（案）について

### 1 射水市立地適正化計画（案）に関するパブリック・コメントの実施結果について

#### （１） 実施期間

令和5年1月13日（金）から令和5年2月3日（金）まで

#### （２） 閲覧を行った書類

射水市立地適正化計画（案）

#### （３） 書類の閲覧場所等

ア 射水市ホームページ

イ 窓口等での閲覧（6か所）

各地区センター（新湊・小杉・大門・下）

市都市計画課（大島分庁舎）

中央図書館

#### （４） 寄せられた意見等

ア 意見等の提出者数 1名

イ 意見等の件数 5件

#### （５） 意見等の提出方法

ファックス 5件（郵送及び電子メールによる提出なし。）

#### （６） 意見等の概要、意見等に対する考え方

別紙のとおり

### 2 射水市立地適正化計画（案） 別添

No.	対象箇所等	意見等の概要	意見に対する市の考え方	修正の有無
1	第1章 射水市立地適正化計画の概要 1. 計画の目的、位置づけ等 (2) 計画の位置づけと構成 (P2)	図1「立地適正化計画の位置づけ」の産業・観光・文化・景観に射水みなとまちづくり方策を忘れてはいけません。国、県との連携を深化させ射水市の発展に寄与することは大である。	市全域を対象とした計画を整合・連携する計画として掲載しております。また、射水みなとまちづくり方策に掲げている内容も連携し組み込んでいます。	無
2	第1章 射水市立地適正化計画の概要 1. 計画の目的、位置づけ等 (3) 計画区域 (P3)	本計画は、都市計画区域全域に絞りにくく、射水市全域に設定する必要があると思う。	都市再生特別措置法に基づき計画策定を行っており、都市計画区域以外は設定することができません。射水市全域については、都市計画マスタープランで設定されています。	無
3	第2章 現状調査と課題の整理 3. 都市構造上の問題点と課題の整理 (3) 災害に関する課題と対応 (P21)	市民の防災意識の向上は市政出前講座のみに依存するのではなく、多様なイベント(防災訓練、防災講演会等)を活用して、市民の防災意識を高揚するように工夫してください。	防災意識の向上については、市政出前講座だけでなく、様々な取組が考えられるため、「防災講演会、総合防災訓練及び市政出前講座等」に変更します。	有
4	第2章 現状調査と課題の整理 3. 都市構造上の問題点と課題の整理 (9) 環境、公園・緑地等 (P23)	水洗化・生活雑排水処理率が94.5%だから上下水道はほぼ全域について整備済と判断するのは甘い考えである。 現実には井戸水の採取や汚水の汲み取り処理を一部実施していることから、できるだけ速やかに上下水道の整備を完備していただきたい。	下水道に関しては、面的整備はほぼ完了していますが、合併処理浄化槽を含む水洗化・生活雑排水処理率は94.5%であり、引き続き、水洗化の促進に努めます。	無

5	<p>第3章 基本方針</p> <p>1. まちづくりの方針</p> <p>(1) 立地適正化に向けた検討の方向性</p> <p>(P25)</p>	<p>図29「本市における立地の適正化に向けた基本方向」で目指す目標、主な対策に加え、主な問題点を挿入することによって都市構造上の問題点と課題の整理でされた関連が浮き彫りになって市民にとって理解しやすいものになるので検討願う。</p>	<p>「第2章3.都市構造上の問題点と課題の整理」において都市構造の現状分析を行い、課題を整理・統合した上で、集約化した目標及び主な対策を設定し、基本方向としています。</p>	無
---	--	---	--	---